第九十条（見出しを含む。）中「産業革新委員会」を「産業革新投資委員会」に改め、同条を第九十四条とし、第八十九条を第九十三条とし、第八十八条を第九十二条とする。

第四章第二節中第八十七条を第九十一条とする。

第八十六条中「第八十四条第二項」を「第八十八条第二項」に、「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に、「第八十六条」を「第九十条」に改め、同条を第九十条とし、第八十五条を第八十九条とし、第八十四条を第八十八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第八十二条第一項第六号中「第九十七条第一項各号」を「第百一条第一項各号」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十一条第一項中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改め、同条第二項中「産業革新機構」を「産業革新投資機構」に改め、第四章第一節中同条を第八十五条とし、第八十条を第八十四条とする。

第七十九条第一項中「第百五十五条第一号」を「第百六十条第一号」に、「第百八条」を「第百二十二条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十八条中「二分の一」を「三分の二」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十七条中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十六条中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に、「国際経済の構造的な」を「産業構造及び国際的な競争条件の」に、「に鑑み、」を「及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び」に改め、「対し」の下に「投資をはじめとする」を加え、同条を第八十条とする。

第四章の章名中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改める。

第三章に次の四条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

第七十六条　技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあってはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。）であって、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第十九項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十七条　独立行政法人情報処理推進機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティに関する情報の提供その他の技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る情報処理の高度化を推進するものに限る。）を行う。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務）

第七十八条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第十九項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関以外の者の表示の制限）

第七十九条　技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、当該技術等情報漏えい防止措置認証業務について、第六十八条第一項の認定を受けていないのに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第三条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十七条」に、「第十六条―第二十条」を「第十八条―第二十五条」に、「第二十一条―第三十条」を「第二十六条―第四十二条」に、「第三十一条―第三十六条」を「第四十三条―第四十八条」に、「第三十七条―第四十二条」を「第四十九条―第五十四条」に、「第四十三条」を「第五十五条」に、「第四十四条―第五十一条」を「第五十六条―第六十三条」に、「第五十二条」を「第六十四条」に改める。

第二条第十項を次のように改める。

10　この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であって、現に有する経営資源又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一　吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二　新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立すること。

三　吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四　新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五　株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式交換完全親会社となり、当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六　株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七　事業又は資産の譲受け（中小企業者等が他の中小企業者等から譲り受ける場合に限る。）

八　他の中小企業者等の株式又は持分の取得（中小企業者等による当該取得によって当該他の中小企業者等が当該中小企業者等の関係事業者（他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。）となる場合に限る。）

九　事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。）、企業組合（同条第四号に掲げる企業組合をいう。）、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第七号に掲げる協業組合をいう。）の設立